

○法務委員会

內閣提出法律案（四件）

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（閣法第三号）

り、その内容は次のとおりである。

一、判事の員数を八人増加し千三百六十人に改める。

三百五十一人にに改める。

を図るため、裁判所職員の定員を改めようとするものであ

要旨

委員長報告

ただいま議題となりました裁判所職員定員法の一部を改正する法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、下級裁判所における事件の適正、迅速な処理を図るため、判事の員数を八人増加するとともに、裁判官以外の裁判所の職員の員数を七人増加しようとするものであります。

委員会におきましては、執行事件、破産事件等の動向と対応、裁判所・法務省間の人事交流、裁判所のOA化への取り組み、裁判官の研修等につきまして熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願います。質疑を終わり、討論に入りましたところ、別に発言もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

刑法等の一部を改正する法律案（閣法第八二号）

要旨

本法律案は、電子情報処理組織に関する不正行為に対処するための处罚規定並びに外交官等の殺害、在外公館の占拠及び人質をとる行為等の国際事犯に対処するための条約の実施上必要な处罚規定の整備を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、人の事務処理を誤らせる目的で、その用に供する権利、義務又は事実証明に関する電磁的記録を不正に作出し、又は当該記録をその用に供した者は、五年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

二、人の業務に使用する電子計算機若しくは電磁的記録を損壊し、虚偽の情報若しくは不正の指令を与え、又はその他の方法による電子情報処理組織に対する加害行為により、人の業務を妨害した者は、五年以下の懲役又は四十万円以下の罰金に処する。

三、財産権の得喪、変更に係る不実の電磁的記録を作出し、又は虚偽の電磁的記録を人の事務処理の用に供して、財産上不法の利得を得た者は、十年以下の懲役に処する。

四、国際的に保護される者（外交官を含む。）に対する犯罪の防止及び处罚に関する条約の実施のため、条約により处罚すべきものとされる行為に係る国外犯の处罚規定

を設ける。

五、人質にとる行為に関する国際条約の実施のため、人を逮捕又は監禁し、これを人質にして第三者に対して不法な要求を行つた者等を六月以上十年以下の懲役に処するとともに、四の規定の例により国外犯を処罰する（人質による強要行為等の処罰に関する法律）。

六、この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日（条約に関する規定は、条約が日本国について効力を生ずる日）から施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、電子情報処理組織に関する不正行為に対処するため、電子計算機に用いられる電磁的記録の不正作成、毀棄等の行為、電子計算機に対する加害による業務妨害行為及び電子情報処理組織を悪用する不法利得行為の处罚規定を設けるとともに、「国際的保護される者（外交官を含む。）に対する犯罪の防止及び处罚に関する条約及び人質をとる行為に関する国際条約」の実施上必要な国外犯

の处罚規定及び人質をとる行為についての处罚規定の整備を行おうとするものであります。

委員会におきましては、国外犯处罚規定、人質強要行為处罚規定、電磁的記録の不正作出行為及び業務妨害行為等につきまして質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、別に発言もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

刑事確定訴訟記録法案（閣法第八七号）

要旨

本法律案は、刑事被告事件に係る訴訟の記録の訴訟終結後における適正な管理を図るため、その保管及び閲覧等について必要な事項を定めようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、刑事被告事件に係る訴訟の記録は、訴訟終結後は、当該被告事件について第一審の裁判をした裁判所に対応す

る検察庁の検察官が保管するものとし、その保管期間は、

記録の種類等に応じて、これを定める。

二、検察官は、保管記録について、再審の手続のため保存の必要があると認めるときは、職権で、または再審の請求をしようとする者等の請求により、その保管期間満了後も、これを再審保存記録として保存するものとする。

三、保管記録及び再審保存記録の閲覧に関する手続について所要の規定を設ける。

四、閲覧または再審保存記録の保存に関する検察官の処分に不服のある者は、裁判所にその処分の取り消しまたは変更を請求することができる。

五、法務大臣は、保管記録または再審保存記録について、刑事法制及びその運用並びに犯罪に関する調査研究の重要な参考資料であると思料するときは、その保管期間または保存期間の満了後、これを刑事参考記録として保存するものとし、学術研究等のため必要があると認める場合には、これを閲覧させることができる。

六、この法律は、昭和六十三年一月一日から施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました刑事確定訴訟記録法案についてまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、刑事被告事件が終結した後における訴訟の記録の適正な管理を図るため、その保管、閲覧等に関し必要な事項を定めようとするものであつて、その主な内容は次のとおりであります。

第一に刑事被告事件に係る訴訟の記録は、訴訟終結後は、当該被告事件について第一審の裁判をした裁判所に対応する検察庁の検察官が保管するものとすること。第二に検察官は、再審の手続のため保存の必要があると認める保管記録については、その保管期間の満了後も、これを再審保存記録として保存するものとすること。第三に法務大臣は、刑事法制等に関する調査研究の重要な参考資料であると思料する保管記録または再審保存記録については、その保管期間または保存期間の満了後も、これを刑事参考記録として保存するものとすること。第四に閲覧に関する手続及び閲覧等に関する処分に対する不服申し立ての手続について所要の規定を設けるものとすること等であります。

委員会におきましては、本法律案提出の経緯と目的、閲覧行為の範囲、曇写の可否、刑事参考記録の選別等についてまして熱心な質疑が行われましたが、その詳細は、会議録により御承知願います。

質疑を終わり、討論に入りましたといふ、別に発言もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。